

新潟市教育委員会 令和3年12月 定例会会議録

日 時	令和3年12月20日(月) 午後3時30分		
場 所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1		
教育長	井崎 規之		
出席委員 (8名)	田 中 賢一	出席委員	五十嵐 悠介
	小野沢 裕子		齋藤 昭彦
	市嶋 洋介		乙川 千香
	渡邊 純子	欠席委員	
	大宮 一真		
会議出席 教育委員会 事務局職員 (7名)	職・氏 名	職・氏 名	
	教育次長 池田 浩		
	教育次長 本間 金一郎	教育総務課 係長	秋山 智
	教育総務課長 渡辺 和則		
	学務課長 加藤 浩志		
	保健給食課長 袖山 直也		
	学校人事課長 吉田 亨		
	学校支援課長 山田 哲哉		
	教育総務課 課長補佐 佐藤 夏樹		
他部署 出席者(2名)	歴史文化課長 遠藤 和典, こども政策課 日根 裕子		

開会	時 刻	午後 3 時 30 分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (4 件)	議案第 24 号	新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について
	議案第 25 号	新潟市文化財センターの開館時間を臨時に変更することについて
	議案第 26 号	教職員の人事措置について
	議案第 27 号	訴訟について
報告 (3 件)	ヤングケアラーの現状と今後の取組について	
	教育用タブレット端末を使用したいじめ事案について	
	令和 3 年 12 月議会の議案について	

第1 開会宣言

○教育長

これより、12月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありましたら、これを許可することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

よろしければ、許可することで決定いたします。

会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に市嶋委員及び渡邊委員を指名します。

第2 付議

○教育長

日程第2 付議事件に入ります。

議案第24号 新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について、学校人事課から説明をお願いいたします。

○学校人事課長

学校人事課です。付議1ページをご覧ください。

議案第24号 新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について説明いたします。

1、改正理由です。本年10月の新潟市人事委員会「職員の給与等に関する報告及び勧告」において、不妊治療のための休暇制度の導入に向け、支援の在り方を速やかに検討すべきであるとされました。このことを踏まえ、かかる休暇制度を導入するため、新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正するものとします。また、これに併せ、同規則について所要の改正を行うものとします。

2、改正内容です。付議4ページを御覧ください。本改正に係る新旧対照表です。右の欄が現行の条文、左の欄が改正案となります。

まず、第20条第1項を御覧ください。第2号の2として、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、一の年度において5日の特別休暇を付与する条文を追加します。なお、当該通院等が体外受精など特定の不妊治療に係るものである場合にあっては、10日とします。

次に、第20条第3項、第5項、次のページを御覧いただきまして、第5項第1号及び第2号、第6項は、不妊治療のための休暇制度の導入に伴う所要の改正となります。また、これらのほか、第24条、次のページを御覧いただきまして、第25条、第28条第2項及び第3項の改正を行います。これらは、現行の条文における引用の誤りなどを正すものとなります。付議1ページにお戻りください。

3、施行期日です。本改正の施行期日は、令和4年1月1日としますが、不妊治療のための休暇制度の導入以外の改正については、公布の日とします。本改正に係る改め文案は、付議2ページ及び3ページ

に記載のとおりです。説明は、以上です。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明に質問やご意見がある方は、挙手でお願いいたします。

○五十嵐委員 はい、よろしくお願ひします。ご説明ありがとうございました。1つだけ教えてください。今の中で、年度において5日、体外受精その他定めるものとして10日とありましたけれど、5日、10日というのは、どのような基準で出されたのかというのが、この説明だと分からなかったのですが、どういうものを参照されたのか教えていただければと思います。

○学校人事課長 はい、これは国の基準に合わせたというものでございます。

○五十嵐委員 ありがとうございました。

○教育長 ほかにございますでしょうか。

○市嶋委員 はい、お願ひいたします。改正案の部分で、不妊治療で休みが取れるようになるのは、時代に合わせて大変良い事だと思っているのですが、一方でセンシティブな部分で、どなたが報告を聞いてそれをどう許可していくのか、いかないのかというところは、なるべくお医者さんの診断書などで肅々と進められるような、判断が人によって変わったりしないように運用されることが望ましいと思いましたので、認められるかどうかというところは分かりやすく、所属長の方にも通知し、どなたでも取りやすい環境にしていただけるようになると良いなと思いました。以上です。

○学校人事課長 はい、ありがとうございます。

○教育長 ほかにございますでしょうか。それでは、議案第24号について、承認してよろしいでしょうか。

(はい)

それでは、承認いたします。

次に、議案第25号 新潟市文化財センターの開館時間を臨時に変更することについて、歴史文化課から説明をお願いいたします。

○歴史文化課長 新潟市文化スポーツ部の歴史文化課でございます。お手元の資料、議案第25号新潟市文化財センターの開館時間を臨時に変更することについて、ご説明申し上げます。

1の開館時間を臨時に変更することについてでございますが、新潟市の文化財センター条例第5条において、午前9時から午後5時までの開館時間となっておりますが、令和4年1月から3月までの間、土曜日、日曜日、祝日に限り、開館時間を午前10時から午後4時に変更するものというものでございます。頭とおしりの時間を1時間、短縮するものでございます。

2の変更する理由ですが、本市の行財政改革の取組により、公共施設の経営改善に向けた対応として開館時間の短縮等の検討を行っているところでございます。新潟市文化財センターとしては、ICTの活用や教育機関の更なる利用促進などの施設の機能強化を図るとともに、開館

時間の短縮等を検討事項といったしました。

西区の木場というところに施設があるのですが、なかなか不便な所でございまして、来館者の数が非常に厳しいということがあったのですが、原点に立ち返りまして、学校の利用、平成30年度には35校からご利用いただいていたのですが、少し足りないのでないかということもございまして、各区の校長会等へ活動を話し児童生徒のご利用をいただくことで、より凝縮した形で運営していく。また、ICTの活用ということで、昨今ホームページ等を通じて、皆さんに私どもの成果等についてもご案内させていただきたいと思います。開館時間の短縮等は条例改正が必要となっておりますが、まずは条例に基づいて臨時に変更いたしまして、施設運営に与える影響を確認することいたしたいと思っています。4月以降も状況をとらえて、引き続き検討とさせていただきたいというものでございます。3月は参考といたしまして、文化財センターの来館者の実績でございますけれど、(1)の時期別と(2)の時間別個人とありますが、冬場が少なくて、開館時間と閉館時間が少ないというデータがでておりますので、まずはそれに基づいて、試行的に行うというものでございます。説明は以上になります。

○教育長

ありがとうございました。ただいまの説明に質問やご意見がある方は、挙手をお願いいたします。渡邊委員お願いいたします。

○渡邊委員

よろしくお願ひいたします。先ほどご説明いただいたて、時間短縮についてなるほどと納得しました。入館されている方の人数を見ると、やはり10時から16時の間が一番多いようですが、先ほどのご説明で学校等の来客が多いとかがったのですが、小中高といったらどのような感じの割合になりますか。

○歴史文化課長

小学校が多いです。総合学習の関係があつて、学校単位でご利用される場合は、小学校がほとんどです。中学校だと少し少なり、高校になるとさらに少なくなります。

○渡邊委員

そうですよね。場所も不便ということで、私も伺ったことがなくて申し訳ないのですが、近隣の学校が多いとかバスでくるとか。

○歴史文化課長

そうですね。近隣というわけではありませんが、西区にあるものですから、西区が主体となります。遠隔地となりますと移動の距離もありますから、なかなか。

○渡邊委員

そうですね。

○歴史文化課長

ここは、小中学校の皆さんとも、いろいろな形で事前に調整を図らなければならぬこともあると思うのですが、ややもすると場所やどういったことをやっているかもご存知で無い場合もあるものですから、まず我々の方で、ご提案させていただきまして、お時間が許す場合については、ご来館いただきまして、児童生徒の教育の機会になっていただければというのが、私の本意でございます。あわせて今回、時間の短縮ということを取るのですが、学校や団体については臨時ということもございますの

で、たとえば 9 時 30 分にお越しになれば 9 時 30 分に開録いたしますので、そのように柔軟に対応した措置を取っていきたいと思っております。

○渡邊委員 ありがとうございます。もう 1 つすみません。ICT の活用ということも、もっとやっていかれると思うのですが、遠方で興味のある授業をしたいという学校もあると思うので、オンライン授業のようなことができたり、いろいろ活用できる方法をみつけていって、市内の学校のどの子どもたちでも、その場に行けなくても経験できるような機会を作っていただければと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○歴史文化課長 ありがとうございます。

○教育長 ほかにございますでしょうか。

○小野沢委員 はい。今の渡邊委員の意見に関連するのですが、ICT の活用について、今現在考えていること、今やっていること、これからやりたいことなどがありましたら、教えてください。

○歴史文化課長 今現在も新潟市のホームページを通じてではございますが、学芸員のコラムや、発掘調査を行っていますので、発掘調査の状況なんかを新潟市のホームページで発信させていただいておりますが、新潟市のホームページを熱心にご覧になつたり、ご関心があるかたについては、ご覧いただいているとは思うのですが、それで終わってしまっているところもございます。あとは、簡易なホームページのご案内があるのですが、すぐにできるのは、新潟市の LINE によるプッシュ型の配信をしておりますので、早く取組みまして、ご関心を持っていただける取組みを行っていただいている。あとは、私どもは、展示や企画展を行うのですが、動画を作つてプラットホームになるようなホームページをリニューアルする予定です。動画を配信しまして、より多角的に簡潔にご案内する様な取組をしたいと思っています。できるかどうかは別ですが、GIGAスクールの関係で、インターネット環境、WI-FI の環境も整備できれば、児童の皆さんのが来館した時に、より効率的に利用できるのではないかと考えておりますが、お金の問題もありますので、どこまでできるかは構想の段階だとご理解ください。

○小野沢委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにございますでしょうか。それでは、議案第 25 号について、承認することによろしいでしょうか。

(はい)

それでは、承認いたします。

次に、議案第 26 号 教職員の人事措置について及び議案第 27 号訴訟について、個人情報を含む案件であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、公開案件の終了後に非公開案件として再開し、審議いた

します。

第3 報告

○教育長

次に、日程第3 報告に入ります。

はじめに、ヤングケアラーの現状と今後の取組について、こども政策課から説明をお願いします。

○こども政策課

長

子ども政策課の日根と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告1をご覧ください。本日は、社会問題として取りあげられているヤングケアラーについて、説明させていただきます。本日の内容といたしまして、①ヤングケアラーとは、②国・県の動向、③国・県実態調査結果について、④本市の取組について、お話をさせていただきます。報告2ページをお願いいたします。ここ数年でヤングケアラーという言葉を耳にすることが増えたと思いますが、ヤングケアラーとは法令上の定義はございません。0歳から18歳未満の子どもが、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。報告3ページになります。ヤングケアラーの例としまして、こちらは一般社団法人日本ケアラー連盟がヤングケアラーのいくつかの例を示したものになります。左上から、1つずつ説明していきますが、「障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている」「家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている」「障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている」「目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている」「日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている」「家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている」「アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している」「がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている」「障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている」「障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている」これらは、一例となりますがこのような例があげられています。下のスライドを見ていただきたいのですが、子どもの権利にかかわる法律も近年見直しをされています。平成28年6月に児童福祉法の一部改正する法律が公布、施行され、児童の福祉を保障するための権利の明確化として、児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利を有することが明確化されました。子どもには、健康を守る権利、教育を受ける権利、そして社会生活において同世代の子どもたちとの関係性を作っていく育つ権利など、さまざまな権利があります。そして、これらの権利を侵害されている子どもについては、その子どもの権利を守るために必要な支援を行い、子どもの権利回復、権利保障に努めなければならず、その役割が国民、保護者、国、地方自治体が担うとされています。4ページをお願いします。次に、国と県の動きになります。こちらは、現時点での国、県、市のヤングケアラーに関する動向を整理したものになります。1番左側が、

平成 30 年度になりますが、国・各市区町村の要保護児童対策地域協議会への実態調査を開始しました。ここに書いてあります要保護児童対策地域協議会というのは、児童等への適切な支援を図ることを目的に地方公共団体が設置運営する組織となります。新潟市におきましては、区に配置されておりますので、8 団体ございまして、その組織のメンバーが区役所の職員、そして警察、学校、民生員、児童員、医師等が組織の委員になっております。要保護児童対策地域協議会を対象とした実態調査を平成 30 年度に行いました。令和元年度、その行った調査、研究では、実態の把握が非常に難しいということが、報告されました。そして、令和 2 年度は、国はこの事を受けて、ヤングケアラーの実態をより正確に把握するため、教育現場も含めた地方自治体、子ども本人を対象とした調査が必要という結論になりました。令和 2 年度の 12 月から 1 月にかけて厚生労働省と文部科学省が共同で、初めての全国実態調査を行なっております。その調査結果につきましては、今年度の 4 月に公表となりまして、報道等で大きく取り上げられたところです。そして、今年の 5 月の 17 日には、厚生労働省と文部科学省の副大臣を共同議長とする、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム取りまとめが報告されまして、その中で今後取組むべき施策が示されたところです。次のページになります。報告 5 ページです。今ほどの国が示しましたヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームの報告が上段の表になります。現状と課題としましては、ヤングケアラーは、表面化しにくい構造である。そして、地方自治体での現状把握も不十分。支援につなぐための窓口が明確ではない。ヤングケアラーの社会的認知度が低く、大人が気づくことができないというのが、現状と課題になっておりまして、福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進します。今後取り組むべき施策ということで、1 点目早期発見、把握になります。ヤングケアラーに関する研修や学ぶ機会の推進、そして地方自治体における現状把握の推進を今後取り組むべき施策の1つになっています。2 点目になりますが、支援策の推進です。「悩み相談支援」「関係機関連携支援」「教育現場への支援」は、スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。4 つめの○ですが、適切な福祉サービス等の運用の検討、幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援。3 点目、社会的認知度の向上。国は 2022 年度から 2024 年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」としまして、最終的には中高生の認知度を 5 割ということを目指して、周知を進めていきたいと示しております。下の段が県の動きになります。県は 6 月に有識者会議を行なって、7 月の第 2 回の検討会議開催後、県全域を対象とした実態調査を行いました。その結果については、10

月の第3回検討会議において、速報値として調査結果の概要が示されたところです。今後は広報啓発として、教育機関向けにリーフレット等の配布を検討しています。次は6ページになります。国と県の実態調査を簡単に説明いたします。調査を行いまして、報告の7ページになりますが、国と県の比較をいたしますと、世話をしている家族がいると回答した割合が、県では全国と比べて、高校生が若干少なく、中学生は若干多くなっています。また、世話をしている家族については、全国に比べ祖父母の割合が多い傾向がみられました。下の表になります。世話をしている頻度につきましては、国と県ほぼ同様の結果になっています。そして、1日当たりの世話に費やす時間は、3時間未満が全国に比べて県の割合が高かったです。8ページをお願いします。次に学校での調査になります。ヤングケアラーの概念を知っていると回答した割合は中学校、高校共に97.8%と高い数値になりました。また、学校の中にヤングケアラーと思われる子どもがいると回答した割合については、全国に比べ低い数値となっています。下の段の表になります。こちらは、学校でヤングケアラーと思われる子どもを市区町村の要対協、要保護児童対策地域協議会ですが、つないだ割合になります。中学高校共に、全国に比べ高い割合になっており、学校側が要対協につなぐという対応をしているということが、伺えます。9ページになります。市町村の要対協に対する調査になります。ヤングケアラーの実態を把握していると回答した割合ですが、把握していると回答したのは、48.3%と全国より高めでした。上段の下の表ですが、こちらは本市において、要対協で把握しているヤングケアラーの数を示したものなのですが、国に報告した数字なのですが、要対協を通じて報告した数字は平成30年度が16件、令和元年度は17件、令和2年度は15件となっています。おそらく、まだまだヤングケアラーの子どもがいたのではないかと考えられます。

本市の取組になりますが、10ページをご覧ください。市では、5月の末に、国の実態調査結果を受けまして、関係機関で情報交換会を行いました。国が示しました今後取組むべき施策の3つ柱がありましたが、その柱ごとに各所属において、関連しそうな事業を上げていただきました。今後は12月の24日金曜日に、再度ヤングケアラーの支援に関する府内検討会議を行う予定となっております。下のスライドですが、新潟市本市におけるヤングケアラー支援における、福祉機関・教育機関の相互の連携の在り方のイメージ図になります。福祉分野と教育分野の連携は必要不可欠になります。2つの分野が両輪となりまして、支援の対象者を見つけるという役割と支援を提供するという役割を担い、その両輪をつなぐ重要な部分に要対協、区役所にあります要保護児童対策地域協議会、要対協を位置づけていきたいと考えています。それぞれの分野がさらにどのような動きをとるか今後、府内で連携をしながら、協議をしていく必要があると考えています。まだまだやらなければならないこ

と、そして見付けることつなぐこと課題がたくさんある状況ですが、現状のヤングケアラーについて、説明させていただきました。ありがとうございました。

○教育長 ありがとうございました。ただいまの報告に質問やご意見がある方は、举手をお願いいたします。

○齊藤委員 よろしいでしょうか。この要対協は初めて伺ったのですが、たとえばある家庭で問題があった場合にどのあたりまで踏み込むのですか。家庭の事情に対して、いわゆる児童相談所が虐待の疑いがあると家庭の中に入つて調査します。これは、かなり中に入って、家庭内の調査をしたり、そのあたりもできるのでしょうか。

○こども政策課長 要対協も児童相談所と同じように、家庭に入って情報を得ることができます。また、要対協の中にも委員の中で情報を共有することが可能になります。児童相談所ですと虐待の重い部分になりますが、未然防止や早期発見の部分が要対協というように、考えていただければと思います。

○齊藤委員 そこと児童相談所の間には、連絡はありますか。

○こども政策課長 はい。常に連絡は取り合っています。

○斎藤委員 そこで、レッド、ブラックがあれば、児童相談所の方にそれを未然に防ぐ。よくわかりました。ありがとうございました。

○教育長 ほかにございますでしょうか。乙川委員お願ひします。

○乙川委員 よろしくお願ひします。報告8のところで、ヤングケアラーと思われる子どもがいると回答した学校は、中学校で28.4%、高校で20.3%と比較的に高い数字が出ているのですが、実際に中学生高校生の2年生を対象にアンケートを行つた数値とはだいぶ開きがあると思うんですね。今年の6月27日の新潟日報モアでの記事に載つていたのですが、大学の先生が自分もヤングケアラー経験者だったというお話の記事だったのですが、助けて欲しい思いと、知られたくない思いに葛藤する子どもがいることを知つてほしいと、記事には書かれていて、学校の方では、そうではないかと思っている。でも子どもたちの調査の中には、この数値に開きがあるというのは、まさしくそんなことなのではないかと思っています。とてもデリケートな問題であると、表面化しにくい構造だとここにも書かれていますが、この記事のこの方が、成績が急に落ちたとか、そういう時に頭ごなしに叱るのではなくて、学校の先生が、そういうときに介入するチャンスがあったのではないかと、ご自身の経験を踏まえて振り返つてらつしやるので、そういう学校の方でも把握している、気づいているものではなく、普段違うところに敏感になる必要があるのだなど、本当に専門的な方々も、研修とかデリケートな部分だからこそ、拾い上げることだけ見つけ出すことだけに、力を注ぐという姿勢に違和感を抱くと書かれているので、とても大事に丁寧にやる必要があると感じています。実際この数値

を単純計算ですが計算してみると、中学2年生で6.8、高校生で3.2と新潟県で出されていますが、単純計算で1年間でもしかしたら1500人以上、そういう子がいる可能性があるということになるので、調査結果で平成30年度、令和元年度、令和2年度で、実際数値としてあがってきているのが、16人、17人、15人と、とてもざわざわとするようですね。国が3年間かけて、ヤングケアラー自体を知っていただいて、というところを、集中取組期間という形になっていますが、新潟は12月から2月の時点で、概念や相談窓口等の周知等と動いてくださるようですが、これと同時に今これだけの子どもたちがもしかしたら、支援の手を求めているかもしれないということを心に留めていただいて、国に習う形ではなくて、独自に急務な活動をしないといけないでしょし、その支援を考えただけたら動いていただけたらなと感じています。よろしくお願ひします。

○こども政策課長 おっしゃったように、デリケートな問題でもありますし、見えにくいですし、見つけやすいのは学校だと言われていますけど、学校は家庭の中までは分かりませんので、なかなか気づきづらいということがありますので、どういうふうに子どもたちを見つけて、そして救うか支援につなげるかというところが、一番重要になってきます。まだ誰も気が付いていない子どもたち、ヤングケアラーなのだけれども大人が気づいていない子どもたちを見つけて支援につなぐということが重要だと思っています。私ども、こども未来部こども政策課が担当しておりますが、私たちの部だけではなく、福祉や教育委員会など府内の関係課が、一緒になって取り組む必要があると思っていますので、どういった支援ができるかということも、いま検討しているところです。よろしくお願ひします。

○乙川委員 ありがとうございます。

○教育長 それでは、渡邊委員、お願ひします。

○渡邊委員 ありがとうございます。乙川委員がおっしゃっていたところと、重複するところもあるのですが、報告9の調査結果、要対協のところを見ますと、要対協が把握している人数で、実際ヤングケアラーが何人というかたちで報告が出ているのですが、ほとんど要対協頼みというか、その中だけでは見つけ出している感じのように、窺えるのですよね。実際調査をした場合、どういうアンケート調査をしているかは存じ上げないのですが、もう少し要対協の中に引っかからなくても、困っている子どもさんたちが、出てきているはずだと思うのです。その時に、要対協にひつかからない不登校の子どもとか、実際はヤングケアラーだったとかという事例を何度か聞いたり、身近でも知っている方がいらっしゃるので、そういうところはもう少し、子どもの権利としていろいろなサービスを受けられるのだという教育をしないと、自分から言い出せないし、周りの子どもたちも子どもなのに何でこんなことしないといけないの、ということを理解できないと思うので、権利教育などのことも兼務していく必要があるのかなと思っています。

す。新潟市子ども条例が制定されれば、より進むのではないかと思うのですが、子どもたちが豊かに、勉強もしたいいろいろなことがしたいのに、それができない状況になっていることを、やはりみんなが理解できるようなことを連携して進めていってほしいと思います。具体的にその辺のことは何か考えているところがありましたら、お聞かせください。

○こども政策課長 まずは報告の9ページの市のヤングケアラーの件数がありますが、要対協の中で問題となっている件数の中から、ヤングケアラーをひっぱつてきた数なので、それこそ対応ができている、支援策がとられている子どもになっておりまますので、潜在化している多くのヤングケアラーの子どもたちは、この数字に載っていないことも、私たちは十分承知はしております。今後になりますが、やはりまず、ヤングケアラーという人がいることを知ってもらうことが一番重要なと思いますので、啓発を積極的に行いまして、それが今、教育委員会とも相談し合いながら、いじめのアンケートの際に、ヤングケアラーの可能性があるかどうかアンケートの項目を1つ入れていただけないかとか、そういったところでプライバシーに配慮して個人がそっと記入できるようなしきみでヤングケアラーを見つけて、それを要対協につないで支援策を考えられないかと思っています。

○渡邊委員 はい、ありがとうございます。

○こども政策課長 準備段階ですが。

○渡邊委員 いじめのアンケートとともにデリケートで表に出でこないことがたくさんあるので、ヤングケアラーに関してもなかなか出にくいこともあるかもしれません、1つ逆に学校教育の中で子どもたちの権利が守られていることを、記憶してもらつていれば、発言しやすくなるのではないかと思うので、その辺のところの支援をぜひお願いしたいと思います。

○こども政策課長 子ども条例もこの12月議会で、議員提案により上程されています。子どもの人権に関する条例になっておりますので、しっかりと人権が守られるように、こども政策課が担当になりますので、周知、そして人権が守られるような仕組みを作っていくことになります。

○渡邊委員 お願いします。

○教育長 ほかにございますでしょうか。

○小野沢委員 国の調査があつて、県の調査があつて、その中で身近な所にそれで悩みを抱えている人たちがいるかどうかということは、新潟市の中でいまお話を合つたように、例えば学校の中のアンケートに項目を載せてもらうということは、とても良い事だと思うのですね。身近なところで調査をしてもらって、その子たちが学校を休みがちになつているかどうか、不登校の関連もあるでしょうし、学校の様子が全国に比べ新潟県の報告7ですが、3時間未満の割合がおよそ1.5倍という、3時間未満がどれくらいの時間か分かりませんが、まるで少ないのでないようにとられるのです。私は、家事を3時間はしませんからね。そうやって考えると、こうやって出てき

ただけでも、大変なことをしている子どもたちがいるということを、周りの大人がちゃんとこう見なくてはいけないなと思うので、新潟市の小さな学校単位とか、近所の単位とかそういうところでの話が上がってくるように、そこを見つけられるような仕組みをどこかで作ってほしい。さきほどおっしゃったアンケートというのは、ぜひ早めに進めて欲しいと思います。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ほかにございますでしょうか。

○田中委員 県の調査結果の中には、新潟市も入っているのですね。今回、新潟県のヤングケアラーの実態調査結果をネットで拾い上げてみると、児童生徒からの意見というのに、こういうのがありました。「ヤングケアラーの支援体制があることを知らせ、頼られるようにしてあげるとよい。担任や友達には言い出しにくいかもしれないから、地域の人が気づき連絡できる窓口を地域の人に知ってもらう。」と。なかなか、自分がヤングケアラーだということを知らない子どもたちも多く、またそうだと思ってもそれを相談する窓口が分からなかったり、しようと思ってもなかなかできない、そういう実態があり、今委員の皆さんにおっしゃった通りだと思います。学校でも、もしかしたらというふうに思っても、なかなか踏み込んで各家庭の中を調べるわけにはいかないところがありますので、そういうところは要対協を通して、うまく連携をしながら大勢の周りの大人の目で家庭を見てあげながら、そしてその子どもが安心して相談できる体制を一刻も早く作っていただけたらありがたいなと思いました。よろしくお願ひします。

○こども政策課 ありがとうございます。

長

○教育長 時間は大丈夫ですか。最後にもう1人くらい。

○大宮委員 大宮ですが、よろしくお願ひいたします。ヤングケアラーの文言自体が最近出てきてたと思うのですが、周知の仕方ということで、もうされているのであれば良いのですが、学校では子供がそうだというのも分からぬし、保護者側が報告3の一番上のところの例というところの部分で、認識としてそこまでの認識がなく、どこまでがそうなんだと分からぬケースがあるので、そういう意味での学校を通じて保護者にヤングケアラーの実例とかこういうことで、こういうことはどうでしょうかというチラシのようなものを配布すると認識としては上がるのではないかと。それによって、隣近所のだれだれちゃんがそうかもしれない。と、横のつながりの保護者からあがつたりと、もしかしたらあるのかもしれない。それで、こういった取組をされていれば良いのですが、もしやれるようでしたら、やってみたらどうかと提案をして思いました。

○こども政策課 今後進めていきますので、よろしくお願ひします。

長

○教育長 それでは、よろしいでしょうか。それでは、報告を終わります。ありがとうございました。

うございました。

次に、教育用タブレット端末を使用したいじめ事案について、学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長 よろしくお願ひします。報告 12 ページをご覧ください。

12 月の県議会の一般質問で、県の 10 月末時点の調査結果として、タブレット端末を使用したいじめが、小学校 10 件、中学校 4 件と公表され、新聞でも報道されました。新潟市では改めて調査は行っておりませんが、いじめについては日々報告が上がっており、その内容についてはデータ集約しています。11 月末までに報告があった件数は、小学校 4 件、中学校 2 件でした。内容については 2 に概要を示しましたが、悪口の書き込み、画像の不適切な使用などです。いずれも解消済みです。3 には、タブレット端末を用いたいじめに関する未然防止に向けた、これまでの対応を示しました。1 点目は「学びを深め、学校生活を豊かにします」「人が嫌がることや人を傷付けることはしません」という「新潟市GIGA宣言」を繰り返し確認すること。2 つめ、タブレット使用開始時に保護者から書いてもらった確認書には、新潟市GIGA宣言も書かれています、「ipad でどの HP を見たかは、自分の ipad 上で消しても教育委員会に分かるように設定されていることを理解して使用します」というように、端末のアクセス履歴等については、教育委員会の方で把握しますと明文化することで、抑止効果をねらっております。夏休みに全市一斉で持ち帰った際にも、その通知の中にこういったことも書いて周知してございます。さらに、学習用端末、持ち帰り活用のすすめのビデオにおきましては、スライドの中で先生と子どもたちで、あるいは保護者と子どもとで対話をしながら、よりよいルールづくりと改善を行っていることを示しました。4 番に今後の対応を示しました。貸与したタブレットでいじめが起きるという町田市の件が、大きく取り上げられますが、あくまでいじめに対する対応はこれまでと同様でございます。これまでのいじめ認知同様に、小さな兆候を見逃さない体制づくりを図りたいと思います。子ども自身が、定期的にセルフチェックを行う機会の設定をする。子どもが自分で少しまずい使い方をしているなど。自分で不適切なもの削除したりするということです。それから、心を耕す情報モラル授業、情報モラルの資料開発、提供。1 月には情報モラルに特化した研修も予定しています。まもなく冬休みを迎えるが、長期休業前のGIGA宣言の再確認、家庭への協力依頼。学校にはお願いしておりますが、万が一、インターネットアクセスが原因で重大事案が起きた場合は、教育委員会がアクセス履歴をたどり、学校、必要に応じて保護者と情報共有して迅速に対応してまいりたいと思います。タブレット端末を使用したいじめが起こることを恐れて、持ち帰らせないと使い方を制限するというのではなく、これまでも行ってきた情報モラル等の指導を繰り返し、繰り返ししていくことで、対応していきたいと思いますし、万が一、兆候を捉えたときは早期に

対応するということで、今後も進めてまいりたいと思います。以上です。

- 教育長 ただいまの説明に質問やご意見のある方は、ご発言をお願いします。
- 乙川委員 はい、お願ひします。モラル授業を通して、心を耕すということですが、これは繰り返し繰り返し、何年たっても続くことだと思うのですが、つい最近、児童館に行く用事がありまして、そちらでもやっぱりお話を聞いて、違う場所に行ってそれができる。親や友達の目が離れたところで、やってしまうように、炎上を楽しむような、そのようなことも子どもたちの中では、憧れを持っているような子どもも見受けられるというお話をつい最近聞いてきました。それが現実なのだろうなと思っています。1つの1人のお話ではなくて、繰り返しモラル教育をするというところが子どもたちだけではなくて、保護者のみなさんにも具体的なやり方、方向をお示しいただいたほうが、分かりやすいのではないかと思います。子ども自身が定期的にセルフチェックを行うということですが、どんな形でこれをそりだなど振り返って、これではちょっとダメだぞ。と自分でできるようにするのか、その辺があいまいというか、個々に任せてしまうような部分もあるので、どういった形のセルフチェックを行うかというのをお聞かせいただきたいと思います。
- 学校支援課長 ありがとうございます。セルフチェックというのは、自分で見て、だめなのは消しなさい、で終わりではなくて、定期的にそういう時間をきちんと設定する、そしてもし万が一見つけたら、確実に削除したり、自分で振り返って辞めようと確認したりするなど、仕組みをきちんと作るということが大事だと思うのですね。やらせっぱなし、言いっぱなしではなくて、仕組みを作つて確認することが大事だと思います。学校のほうで様々な取組を始めてくださっていますので、情報モラル研修会の折には、各学校の具体的な取組なども事例として紹介しながら、それを広めてまいりたいと思います。
- 乙川委員 ありがとうございました。
- 教育長 ほかにございますでしょうか。
- 大宮委員 大宮です。よろしくお願ひします。このタブレット端末におけるいじめの事案ということですが、ここは少し分からなかつたので教えていただきたいのですが、小学校で2,3人に送ったというのは、普通に考えると携帯のラインでやり取りするみたいなことが、子どもたちの間でできるという認識なのでしょうか。それとも、ある一定の規制がかかっていて、端末を家庭に持ち帰つてどこまでがやれるのかというのを、もし分かれば、どういう使い方をしているのか、お知らせいただければと思ったのですが。
- 学校支援課長 私もアプリのことは詳しくないのですが、あるアプリの中でなりすまして、不適切な書き込みをしたという事例が小学校でございました。これは誰がしたというのは、不明ということです。アプリの仕組みにもよるのでしようか。やはり小学校ですが、別のアプリですが、死ねという不適切な書き込みがありました。特定の子どもにしていたかは分からないのですが、

アプリによる書き込みでそれを送ったりということが可能だということだと思います。

○大宮委員 そうするとタブレットの中に、もともと入っているロイロノートのほかに、そういうアプリを入れられるのですか。自分の好きなように。

○学校支援課長 教育委員会の方で、アプリのリストを作りまして、入れてもいいというアプリをきちんと精査して学校に提示して、学校の申請によりまして使えるようにしているということです。

○大宮委員 それの中でも、今みたいなケースも出てしまうということですね。

○学校支援課長 そうですね、そういうことが起こるからと、どのアプリもだめというようにしてしまうと、何もできなくなってしまうので、やはり使えるようにするのだけれど、適切な使い方を繰り返し指導していくということになるのかと思います。

○大宮委員 私はもう中学生がいないので、自分の子どもが中学生の時は、実をいうと携帯を持たせなかつたです。やはり、それによって弊害があるので、いまはどうかわかりませんが、学校でも携帯問題があつたので、学校も勉強に集中させるためのアプリを制限するのはいいのですが、こういったものが出てきてしまうと、親御さんの立場としてはさせたくないなという親が出てきた場合、その人だけさせないのか、どうなのかなと私は一保護者ではないので、そういう感じにはならないのですが、そのような保護者さんがいた場合は、0ではないと思うのですが、問題が起つた時の対応はどうですか。

○学校支援課長 このアプリがあるから書き込んでしまうから、使わせないでくれという例は直接伺っていませんが、タブレットの使い方の問題で、家で長時間使って困るので、何とかして欲しいと相談が来ていますので、個別に対応ということになると思います。このアプリを入れると困るから、市内全体で使わせないようにしてということは、対応しづらいと思うのですが、個別に話を聞きながら個別の対応はしていくことは可能だと思います。

○大宮委員 はい、わかりました。

○教育長 ほかにございますでしょうか。市嶋委員お願いします。

○市嶋委員 お願いします。タブレットを使い始めれば、子どものすることですでの、仮にタブレットがなくても何か紙などの方法でいじめというかタブレットだからどうとか、あまり意識されがちですけれども、私は個人的な感想を言えば、しっかり指導してこの件数で抑えられているなというのが、合計6件というところで、子どもたちがよく分かつて使つてているのではと感想を持ったのですけれど、先ほどの課長さんのお話だと、アクセス履歴の中では何を書いた、どんなところまで、ログを残しているのかというところまでたぶん分からないということですよね。アプリを使ったよということは、分かつても、死ねと書いたという履歴は、後を追えないということでしょうか。それがやっぱり追えればどうということはないのですが、何かあった時の証拠として提示できるレベルの履歴なのかどうなのかというのが、少

し気になりました。

- 学校支援課長 履歴をどこまで追えるのかというのもアプリによって違うと思うのですけれど、基本的に教育委員会も学校もずっと監視しているわけではありません。個人情報もありますので、本人に無断で履歴等を確認することはしないで下さいと、学校には指導しております。何か兆候が見られたとき、心配の時には確実に教育委員会のほうに連絡してくださいと、それも個別の対応になるのですよね。アプリによっては、影響もあるでしょうし、そうでなくてなかなか見つけづらいということもあるかもしれません。
- 市嶋委員 アプリも教育委員会で推奨しているいくつかのもので、学校から申請が上がらなければ、入れられないというものです。
- 学校支援課長 はい、勝手には入れられません。
- 市嶋委員 残ってしまう画像の加工などは心に傷を負ってしまうと思うので、起こってしまったときは、少し使えないようにとか最悪想定した上で、あまり制限すると、せっかくタブレットの教育が普及してきたので、悪口と違って残るというのが、一番子どもにとって気になるので、何かあった場合には速やかに処分するとか、一定期間使わせないとか、ケースバイケースでしっかり対応していただきたいと思います。
- 学校支援課長 おっしゃる通り、ケースバイケースで迅速に対応してまいりたいと思います。
- 市嶋委員 よろしくお願ひします。
- 教育長 乙川委員お願いします。
- 乙川委員 はい。お願いします。発生件数は、実際上がってきた件数であって、ここに上がってこないで学校内で解決したとか、友達同士が気づいて解決したとか、親が関わって何とかなったというような、お話もやはりあると思うですね。数字として上がっているのはこれで、これくらいかと、もうちょっとあるよと思っているのが、正直な感想です。実際、私の耳に近邊で入ってきたのも、小学生も中学生もありまして、この数字を超えてる形です。それは、どちらにしろ報告されていないのだろうな、という数字に私には見えていて、見えていない数字もあるということは認識していた方が良いのではないかなど感じました。また、大宮委員がお話しされたアプリの件ですが、アプリを入れてなくても先生とのやり取りができるロイロノート、その部分だけで先生を外して、子どもたち同士でやり取りができる、その中で書き込みやいやな言葉が飛び交ったりするというお話を聞いています。実際、できるのかなと思っていたのですが、できるのでしょうか。あともう 1 つは、アプリを入れなくとも制限が掛かっているわけではないので、普通にパソコンとしてインターネットの検索もできますよね。
- 学校支援課長 検索はできます。フィルタリングはかかっていますが。
- 乙川委員 YouTube も視聴できる状態になっているので、子どもたちは特別なアプリを入れなくても、私たちが考えているパソコンと同じような扱いをしていると私は捉えているので、ロイロノートで先生を外した状態でやりとりが

	できるということは、実際ありますか。
○学校支援課長	基本的にはできないということなのですが、スキルが高まることで、そんなことができてしまうという例がひょっとしたらあるのかもしれないということです。
○乙川委員	実際できているというお話を、私は子どもたちの現場を見た保護者からお話を聞いているので、まるでラインのやり取りみたいだなと少しどきっとしたのですが、いくらでも説明書もなく子どもたちが解除したり、また戻したりができるということを教えていただいたので、思っている以上に子どもたちは抜け道というかそういうことも、簡単にできてしまうのだということが私の中では感じてるので、よりモラル教育が大事になってくるのだなど、何でもかんでも制限をかけないということだからこそ、繰り返し具体的な方法でお伝えしていく必要がある。それが個人的に任せることではなくて、いろいろな方の目が関わるような形が取れたら、いじめにつながるもののが減るのではないかと感じています。よろしくお願ひします。
○教育長	ほかにございますでしょうか。
○市嶋委員	アプリケーション機能というのは、具体的にどういうものか分かるのですよね。ここに載っている事案については、アプリケーションが何で、どういう使い方をしたのかというのは、具体的に把握されていらっしゃると思うのですが、通常学校から貸与されているものに、プライバシーとかいらないと私は思うのですけれど、たとえば会社で使うパソコンで、何を検索したかは会社が把握しても良いわけです。会社のパソコンなので。そういう考え方で、すべて子どものやることを把握してということは、何かまずいのでしょうか。どういう使い方をしたというところを、しっかり把握して、それを指導に使うということは、何か問題があるのですか。
○学校支援課長	学校現場からも、心配なので見ることができないかと問い合わせもございましたが、そこは有識者や弁護士にも確認したのですが、このような見解をいただいております。アクセス履歴の監視は、通信の秘密保持に踏み込むので、ナーバスな課題である。勝手にすると、訴えられる可能性もあるということで、学校と教職員を守るためにたとえ教育目的であっても、個人情報保護法等の法律や条例を踏まえた対応が必要であるということで、校長会の生徒指導の担当の代表校長、ICT担当の校長、弁護士等を踏まえて話をしたのですが、現段階では学校ではアクセス履歴等を確認してはいけません。ということで、私も話をするときに、やってはいけないことを子どもに指導するために、先生方がやってはいけないことをやるのはだめですよね。という話はさせていただいています。
○市嶋委員	勉強になりました。ありがとうございます。
○渡邊委員	質問していいですか。私も今それを初めて知りまして、もともと GIGA 教育の推進は文科省が推進しているわけですから、全国的にそういうことで理解して良いということですよね。
○学校支援課長	タブレットのいじめに関しては。

○渡邊委員	タブレットの履歴を教育現場で把握するということは、個人情報の保護と捉えて良いのですか。
○学校支援課長	そう解釈しています。
○渡邊委員	全国一律ということですよね。
○学校支援課長	町田の事件が起ったあと、ある全国紙でチャット機能の運用について、文部科学省の担当者が教員は子どもの現状を把握する必要があると。端末の書き込みが確認できるよう、運用を見直して欲しいとコメントしています。これを根拠に見てもいいのではないか、という声も上がったのですが、私どもあらためて文部科学省に確認したところ、このコメントはチャット機能についてのみに言ったことで、画像やアクセス履歴について述べたわけではないので、そのまま拡大解釈されてしまうというコメントをいただいている。現時点では、個人情報はデリケートな問題なので、見ても良いですよとは公には言えないと思います。監視して抑止防止をするのではなく、やはりやってはいけないことを止めようねということを、繰り返し繰り返し指導していく。それはこれだけタブレットいじめが焦点づけられますが、ほかのいじめと同じだと思います。恐れずに対応していきたいと思っています。
○田中委員	新潟市は、いじめを初期段階で見つけるという点では非常に先生方がきめ細かく子どもたちを見ている証だというお話がありましたよね。そういう力を使いながら、タブレットも同じ考え方で子どもたち同士がタブレットを介して、いじめの目となるようなものがあるのかどうかということを、先生方がお互いに情報交換しながら、できるだけ大勢の目で見ていていただきたい。先ほど、課長から1月の情報モラル研修で好事例をぜひ紹介していただきたいというお話がありましたが、こういうことが大事であって、いろいろな学校の取組の中でも特に良いと思われる取組を各学校に紹介しながら、本当に子どもが心からこういうことをしてはいけない、こんなことをすると人が傷つくのだなど子どもたち自身が感じ取れるように、まさに心に響くような情報モラル教育を進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。
○学校支援課長	ありがとうございます。
○教育長	ほかにございますでしょうか。 (なし)
	それでは、次に議案に移りたいと思います。令和3年12月議会の議案について報告します。本議案については、市長提案前に教育委員の皆さんにお諮りするべきでしたが、議会開会中に追加提案という形になりますので、臨時会を開催する暇もございませんでしたので、本日報告ということになりました。質疑については、一通り説明した後に、一括してお受けしますので、よろしくお願ひいたします。はじめに、学校支援課から説明をお願いします。
○学校支援課長	はい。報告13ページをご覧ください。GIGAスクール運営支援センタ

一整備事業です。これは、今般閣議決定された、令和3年度補正予算案に対応するものであり、12月の補正予算に計上し、文教経済委員会では先週金曜日に可決され、このあと本会で正式に採決を受けるものでございます。(1)の事業概要に目的を示しました。学校への支援をワンストップで担う「GIGAスクール運営支援センター」の開設準備及び全国一斉の学校ネットワークの点検・応急対応を行い、自立してICT活用を進めるための運営支援体制を早急に整備することを目的としています。(2)補正額は、歳出の部に記載通り、30,000千円です。同センターの開設準備経費として、事務局設置や全国一斉のネットワーク点検・応急対応経費などを計上しています。財源といたしましては、歳入の部に記載の通り、整備事業費に対する2分の1の国費を受け入れるほか、臨時交付金を充当して実施してまいります。なお、本事業は翌年度に及ぶことから、事業費全額に繰越明許費の設定をお願いしております。(3)のスケジュールといたしましては、議決後翌年1月から課題状況の調査や業務設計に着手し、2月からは支援センターの4月からの本格運営に向け、仕様の構築やシステム開発を進め、翌年から円滑に稼働できるようにしていく予定でございます。以上です。

○教育長

○施設課長

それでは、施設課から説明をお願いいたします。

施設課です。よろしくお願いします。報告の14ページ、15ページをお開きください。1の学校改修事業、これは国の補正予算に伴いまして、令和4年度に同条件の事業を前倒しにして実施するものです。1つ目の●大規模改造事業では、小学校5校、中学校2校、特別支援学校1校の計8校で大規模改造工事を行います。2つ目の●エコスクール化推進事業では、小学校3校、中学校3校、計6校でトイレの改修工事を行います。3つ目の及び空調設備更新工事では、小学校1校、中学校2校、計3校で、空調設備の更新を行います。事業費の総額は、2,648,400千円、財源については記載のとおりです。

続きまして、報告16ページ、17ページをご覧ください。2の学校園老朽施設改修事業は、学校園における老朽化した個所を改修するものです。事業の概要としましては、防火設備の改修や防球ネット支柱の更新、雨漏りの修繕など約150件、小規模な改修工事を行います。事業費200,000千円は、全て一般財源によるものです。

最後に18ページ、19ページをご覧ください。3の学校園新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。これは、学校園の感染症対策として行うものでございます。1つ目の●トイレ手洗い場の自動水洗化はトイレの手洗いを自動水洗化するもので、175校園の計2730ヶ所を改修いたします。2つ目の●保健室へのWi-Fi整備です。11月の補正予算で、養護教諭用のタブレットを配布いたしましたので、それを受けまして、保健室にWi-Fi環境を整備するものでございます。175校でアクセスポイントの設置を行います。事業費の総額は、290,000千円、財源は

国の臨時交付金を充てる予定でございます。ただいま説明しましたいす
れの事業につきましても年度内の完了が困難なことから、繰り越し〇〇
といたしまして、翌年度に繰り越しして使用するための設定を行っております。施設課の説明は以上です。

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に質問やご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

○大宮委員 大宮です。よろしくお願ひいたします。報告 14 のエコスクール化推進事業というのは、どういう内容をいうのでしょうか。教えていただければと思います。

○施設課長 エコスクール化推進事業は、国の補助事業の名称をそのまま使っておりまして、昔は太陽光発電なんかも言っていたのですが、今それがなくなって、トイレ改修だけを事業でやっているということになっております。トイレの改修は、LED 照明や節水型便器など環境に配慮した事業になっています。事業の中身としては、トイレの自動水洗化改修ということです。

○大宮委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、続きまして、日程第 4 次回日程について、教育総務課から説明をお願いいたします。

第4 次回日程

○教育総務課長 次回の日程でございますが、1月の定例会につきましては、1月 17 日(月)、時間は午後 3 時 30 分から予定しています。よろしくお願ひします。

第5 公開終了

○教育長 以上で公開案件を終了いたします。これより定例会を非公開といたします。傍聴人の方、報道の方については、ここでご退室をお願いいたします。

第6 定例会(非公開) 付議事件

○教育長 これより定例会を再開し、付議事件に入ります。

はじめに、議案第 26 号 教職員の人事措置について、学校人事課から説明をお願いします。

議案第 26 号 教職員の人事措置について説明 → 承認

○教育長 続きまして、議案第 27 号訴訟について、学校支援課から説明をお願いします。

議案第 27 号 訴訟について説明 → 承認

第7 定例会閉会

○教育長 以上で、定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員 市嶋 浩行

署名委員 渡邊 純子